

している)、かえって、被告への事前連絡なしに、筑後読売会に加入している販売店主三名を同会から脱会させて、新読売会を結成したと認定し、それをもって改廃理由として認めたのである。

引用文にある三名の店主とは、弁護士を通じて偽装部数の受け入れを断ったY C久留米文化センター前の平山春雄氏、Y C大牟田中央の中島相互氏、それにY C大牟田明治の野中彰夫氏のことである。

しかし、わたしが取材した限りでは、真村氏が三人の店主を既存の読売会から脱会させた事実はない。

三店主は偽装部数を断ったこともあって、読売からの「報復」を警戒していた。そこで弁護士のアドバイスを受けて、真村氏を含む四人で新読売会を立ち上げ、拡販業務などが円滑に進むように共同体制を採ろうとしたのである。従って真村氏が新読売会を立ち上げて、三人を既存の読売会から引き抜いたのではない。三人は真村氏と同様に新読売会の設立メンバーであり、自主的に既存の読売会を脱会したのである。裁判所は事実の把握を誤っている。

福岡地裁判決——黒藪執筆の記事の責任を真村が負う不思議

第四の検証対象は、真村氏が「メディア等を用いての被告攻撃」を行った点である。これは真村氏を取材してきたわたし自身に直接かかわる事柄である。実際、読売側の準備書面には、

「自称ジャーナリスト黒藪」という表現でわたしを名指しにした記述が複数みられる。

読売は、真村氏がわたしの取材に応じて、みずからの意見を述べたり、商取引に関する自店の情報を提供したことを改廃理由として主張してきたのである。

判決の該当箇所は、やや長くなるが言論の自由にかかわる問題を孕んでいるので、全体を紹介しよう。結論を先に言えば裁判所は、たとえ「押し紙」という重大問題があるとしても、真村氏が自店の取引先である読売を批判したことを問題視する判断を示したのである。

確かに、原告の主張するとおり、押し紙というような問題があるのであれば、それを世間に公表してはならないということはない。しかし、一方で、被告も、販売店を利用して、自社の新聞を販売する必要があるところ、かかる役割を担う販売店が公に被告の批判をすとなれば、被告発行の新聞の売上等を初めとして、被告の経営にも影響が懸念されるところである。

そうすると、原告等の販売店による被告の批判は、過度のものについては、販売店と被告(読売)の双方が利益を得られるように取引を継続していくという本件販売店契約の趣旨を害するものであるといわざるを得ない。

「過度のもの」が具体的にどの程度の批判を指しているのかは不明だが、「押し紙」という問

題があるにしても、厳しい批判は慎むべきだと言っているに等しい。取引先企業の問題については、理不尽なものであつてもある程度までは黙認して、内部告発すべきではないと述べているのだ。判決が言う「過度のもの」という表現が曖昧で、どうにでも解釈できるために、具体的に真村氏のどの行為を指して、「過度」の批判を超えていると認定しているのかはよく分からない。

ちなみに真村氏がわたしに提供した資料の九九%は、誰でも自由に裁判所で閲覧できる裁判の判決や準備書面、証拠などである。すでに公になっている資料で、読売の機密事項を暴くような性質のものではない。

だが、こうした事情には頓着せず、「相当性」という言葉を採用して、判決は次のように述べる。

したがって、原告の被告に対する批判は、これが一般に許されないわけではないものの、原告と被告の本件販売店契約の趣旨及び性質に鑑み、相当性を逸脱しない程度のものに限定されるというべきであつて、その限度を超過すれば、本件販売店契約の趣旨に反するものとなると解される。

右記の記述を前提に判決は、突然、「黒藪の記事」の批判に移る。

これを本件について見るに、被告の指摘する黒藪の記事等では、別件提訴における原告の主張の他、被告が押し紙を販売店に押し付け、それが大きな問題となっていることや、被告の経営体制を批判している。そして、それをジャーナリストの黒藪が、記事として公開しているものであり、それが的確な取材に基づいて執筆されたものであるかのような印象を与えるということが出来る。

分かりにくい文章であるが、要するに「黒藪」が執筆した読売批判の記事は、「的確な取材に基づいて執筆されたものであるかのような印象を与える」が事実はそのようではないと断定しているのだ。

この箇所にはさらに別の問題がある。

真村氏が「黒藪」にどのような内容の情報(資料)を提供し、それが読売に対する背信行為にあたるか否かという点を検証するのであれば、一応は論理が通っている。

ところが判決の記述はそうではなくて、黒藪の書いた記事そのものを批判した上で、そのような記事内容になったのは、真村氏の責任だと認定しているのである。はなはだしい論理の飛躍である。

たとえばAさん、Bさん、Cさんがわたしの取材に応じたとする。後日、わたしが取材をも

とに記事を書いた。その記事が名誉毀損で訴えられた。そして判決で、名誉毀損的な記事の原
 因を作ったのは、三人のうちのAさんであると認定されたに等しい構図である。

読売新聞に関する記事を執筆する過程で、わたしが取材したのは、真村氏だけではない。複
 数のY.C.店主をはじめ、弁護士、支援者にまで及ぶ。ところが真村氏だけが「悪者」にされた
 のである。

しかし、執筆した記事についての責任を負うのは、執筆者本人であつて、取材に応じた人で
 はない。記述の内容を決めるのは、執筆者であるからだ。それにもかかわらず西井裁判長は、
 わたしが執筆した記事の責任が真村氏にあると認定したのである。論理が飛躍しているとしか
 言いようがない。

話を判決に戻そう。判決は次のように訴外の黒藪を批判した上で、強引にそれを真村氏の解
 任理由に結び付けている。

また、その内容（黒藪注：記事の内容）は、被告に対して過度に攻撃的かつ侮辱的なもの
 も含まれるところ、これは、原告と被告の本件販売店契約の趣旨及び性質に鑑み、相当性
 を逸脱したものであるといわざるを得ない。

真村氏がしかじかの資料や情報を「黒藪」に提供したことが、「原告と被告の本件販売店契

約の趣旨及び性質に鑑み、相当性を逸脱したものであつたといわざるを得ない」というのであ
 れば論理が通っている。しかし、判決は黒藪が書いた記事が「名誉毀損的」であるから、「真
 村は真だ」と言っているのだ。

しかし、具体的にわたしが執筆したどの記事に言及しているのかは述べていない。判決文の
 残りの箇所を引用してみよう。

さらに、そのような記事は、原告ないし原告代理人によつて提供された情報や資料等に
 基づいて執筆されたことを窺わせるものも多数見られる上、黒藪は断続的にそのような記
 事の執筆を行っていることからすれば、原告や原告代理人も、上記のような記事の執筆に
 利用されることを認識、認容しながら情報や資料等の提供を行ったことが窺われるという
 べきである。

繰り返すことになるが、判決は具体的にどの資料、あるいはどの記事を問題視しているのかを一
 切明らかにしていない。抽象論に終始しているのである。

わたしは念のために、西井判事に対して、書面で次のような問い合わせを行った。

わたしはフリーの立場で取材・執筆活動を展開している者です。

貴殿が下された判決（平成二二年ワ第一〇八三号）の五〇ページに訴外の立場にあるわたしについての次の記述があります。

これを本件について見るに、被告の指摘する黒藪の記事等では、別件提訴における原告の主張の他、被告が押し紙を販売店に押し付け、それが大きな問題となっていることや、被告の経営体制を批判している。そして、それをジャーナリストの黒藪が、記事として公開しているものであり、それが的確な取材に基づいて執筆されたものであるかのような印象を与えるということができる。

また、その内容は、被告に対して過度に攻撃的かつ侮辱的なものも含まれるところ、これは、原告と被告の本件販売店契約の趣旨及び性質に鑑み、相当性を逸脱したものであるといわざるを得ない。

引用文の中の記事とは、具体的にどの媒体にいつ掲載したものを指しているのでしょうか？ また「的確な取材に基づいて執筆されたものであるかのような印象を与える」という表現は、裏を返せばわたしが的確な取材をしていないという意味になると思いますが、何を根拠にこのような認定をされたのでしょうか。ジャーナリズムの立場からの裁判検証に反映させますので、今月中に返答いただくようお願い申し上げます。

回答はなかった。結局、わたしが執筆したどの記事を理由として、西井裁判長が真村氏の解任を認定したのかは分からない。

福岡地裁判決——言葉の断片を捉えて真村の全人格を判断

第五の検証対象は、川本担当に対する真村氏の言動が正当な改廃理由に該当するか否かという点である。判決の中で、西井裁判長は真村氏による次のような言動を認定している。

「本当に、川本さんが今、想像しとる以上のこと（黒藪注：偽装部数を排除して折込チラシによる詐欺を無くすると同時に、環境を保全する運動を意味する）が、今後、活発化してくると思います。その鍵を握っているのは、私かもしれない。ひよつとしたら。準備できて、どんどんどんどん、進んでいるんだ。一つだけ言うならば、ふふふ。言つていいかわからんけど。NPO団体がいろいろありますよね。その団体が、もうすでに、七月には私に講演を依頼してきましたので。その団体が、ひよつとしたら、読売新聞の前で、デモ行進する可能性も出てくる。これは、私の意思ではありません」

ちなみにここで意味する団体とは、日本国民救援会のことである。日本国民救援会がNPO